



各位

会 社 名 インターライフホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役社長 及 川 民 司 (東証 J A S D A Q・コード 1418) 問合せ先 役職・氏名 広報・IR 室長 川島 仁 電話 03-3547-3227

## 株式給付信託(BBT)導入の詳細決定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 10 日付で「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)の導入を公表し、平成 27 年 5 月 27 日開催の第 5 期定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)において役員報酬として決議されましたが、本日、その詳細について決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本信託について

(1) 名称:株式給付信託(BBT)

(2)委託者: 当社

(3)受託者: みずほ信託銀行株式会社

(4) 受益者: 役員(取締役、執行役員)を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者 要件を満たす者

(5)信託管理人: 当社と利害関係のない第三者を選定

(6)信託の種類:金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

(7)本信託契約の締結日:平成27年7月14日

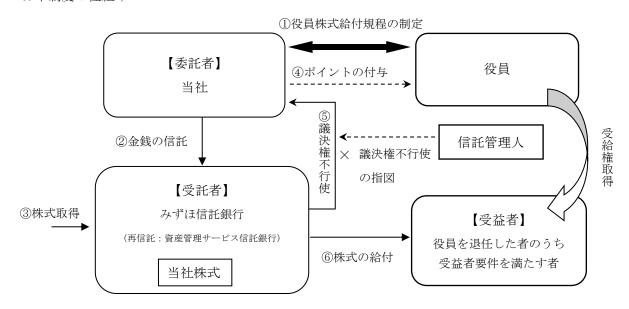
(8) 金銭を信託する日: 平成27年7月14日

(9)信託の期間:平成27年7月14日から信託が終了するまで(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。)

## 2. 本信託における当社株式の取得内容

- (1)取得する株式の種類: 当社普通株式
- (2)株式の取得資金として信託する金額:150百万円 株主総会で決議されました株式取得資金150百万円を拠出します。
- (3)株式の取得方法:取引市場より取得
- (4)株式の取得期間:平成27年7月14日~平成28年1月14日(予定)

## 3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します(以下、かかる 金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。)。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る 議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者 (以下、「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じ た当社株式を給付します。

以上